

国際貿易・投資ルールの将来

～デジタル経済に関するE15イニシアティブの動向～

The Future of International Trade and Investment Rules: Activities of the E15 Initiative Regarding the Digital Economy

戦後の国際貿易体制の中心であったGATT/WTO体制は、引き続き無差別主義に基づく基本的な貿易ルールや有効な紛争処理機能等によって、法的なインフラを提供するものではあるが、自由化交渉の面ではドーハ・ラウンドの不調により相対的に^{かげ}驕りをみせている。これに代わり、TPP等「メガFTA」が発現し、FTAや投資協定がさらに影響力を増しているところであり、国際経済秩序を支えるルールは転換期を迎えているといえる。

近年、IoTやビッグデータ等が経済や産業に与えるインパクトの大きさが広く認識されるに至り、デジタル経済はますます重要となっている。インターネットを基盤とするデジタル経済の拡大にともない、国境を越えるデジタル取引を促進するルール整備が求められている。事業者や消費者に対する信頼性を向上し、保護主義的な措置を制限することが、健全なデジタル経済の発展にとって必須であるが、これに対し、現在の国際貿易・投資ルールは有効な規律を有しているとはいえ、対応を迫られている。国際有識者会議「E15イニシアティブ」は、デジタル経済に対する国際貿易ルールの政策オプションを提示し、各国政府や産業界等への働きかけを行っており、グローバルな秩序の形成に向けて一定の貢献が期待される。



The GATT/WTO system, which has played a central role in the post-war international trade regime, has continuously provided a legal infrastructure that establishes basic, non-discriminatory trade rules and offers an effective mechanism for dispute settlement. With respect to free trade negotiations, however, the disagreements at the Doha Round have cast a shadow over the system. Meanwhile, the world is witnessing a period of change with regard to the rules that maintain international economic order as mega-FTAs, such as the TPP, and other free trade and investment agreements increase their influence. In recent years, the impact of the Internet of Things and big data on the economy and industry has been widely recognized, and the digital economy is becoming increasingly important. As the Internet-based digital economy expands, there is a need to put in place rules that promote cross-border digital transactions. For the digital economy to develop soundly, it is necessary to improve the confidence of business operators and consumers and to limit the use of protective measures. However, the current international trade and investment rules do not effectively exert discipline toward that end. Proper remedies are thus urgently needed. The E15 Initiative, an international expert body, proposes policy options for international trade rules involving the digital economy and encourages actions by national governments, industries, and other entities. The E15 Initiative is expected to contribute to the establishment of this global order.

1 | はじめに

国際経済秩序を支えるルールは転換期を迎えている。戦後の国際貿易の中心として多角的貿易体制を規律し推進してきたGATT/WTO体制は、ドーハ開発アジェンダ(ドーハ・ラウンド)の不調により翳りをみせている。これに代わり、二国間・複数国間の地域貿易協定(自由貿易協定(FTA)と関税協定を含む)や国際投資協定(IIA)が急速に拡大し、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定をはじめとする「メガFTA」といわれる巨大市場を包含するFTAが出現しつつある。世界市場を包みこむ経済秩序がGATT/WTOほぼ一色であった時代から、地理的な範囲を変えながら何重にも新たな貿易投資制度が上塗りされてきたのがここ30年ほどの動きといえるが、これから数年の間に、地球上の広範囲をカバーする強力な制度が発効し、地色であったGATT/WTOの色が薄まることになる。

秩序の規律の対象に目を向けると、戦後GATTの下では国境を越えて移動する財の中心は専ら物品(モノ)であり、水際での関税と数量制限の撤廃を通じたモノの移動の円滑化が主眼であった。1995年のWTO協定発効にともない、モノに加えて国境を越えるサービスと知的財産が規律の対象となり、自由化交渉もモノとサービスの越境移動について行われることとなった。また、WTOには包括的な規律が存在しない投資については、3,000以上のIIAが世界を網の目のようにカバーしていることに加え、TPPを含むFTAのなかにも投資自由化と投資保護に関する規定が含まれている。このように規律対象の射程を広げてきた国際経済のルールは、近年、デジタル経済への対応を迫られている。インターネット上で国境にかかわらず展開される経済活動に対して、貿易投資ルールの延長上でいかなる規律を設けるべきかという課題に対し、これまでの存在した通信サービスの自由化や電子商取引に対する関税モラトリアムといった国際的な取決めでは不足であり、これを越えた対応が必要となっている。

本稿は、国際貿易・投資ルールのデジタル経済への対応について検討するための素材を提供することを目的とする。そのために、まず、国際貿易・投資ルールの現状を確認したうえで、過渡期にある国際貿易・投資ルールについて提言を行う国際的な有識者会議「E15イニシアティブ」の活動概要に触れ、そのなかのデジタル経済に関する意見書の内容を紹介する。

2 | 国際貿易・投資ルールの現状

(1) 多数国間貿易体制の成立と限界

第二次世界大戦の終結前、従来の孤立主義を改めた米国の主導により構想された国際経済秩序は、貿易、為替および投資の自由化を基本とするものであったが、この根底には大戦の原因となったブロック経済に対する強烈な反省があった。当初、国際通貨基金(IMF)や世界銀行と並んで構想された国際貿易機関(ITO)は成立には至らず、紆余曲折を経て、物品貿易の関税を引き下げるための関税交渉を実施し、その成果を実行するために最小限の規定だけが「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT)として1947年に発効した。以来50年近くにわたり、GATTは世界貿易体制を担う規律と自由化交渉の場を提供してきた。1960年代までは、鉱工業品の関税引き下げ交渉を通じた貿易の自由化がGATTの機能の中心であったが、1970年代には基準認証や政府調達、補助金といった貿易に関連する国内制度についてのルールが整備されるようになった。さらに、1986年から開始されたウルグアイ・ラウンド交渉では、物品貿易に関連するルールが強化されるとともに、サービス貿易や知的財産権に関する規律が設けられ、自由化交渉の対象も鉱工業品に加えて農産品やサービス貿易へと広がった。ウルグアイ・ラウンド交渉の成果として、1995年1月にWTO協定がGATTを内包して引き継ぐかたちで発効し、正式な国際機関としてWTOが発足した。

WTOの発足後20余年が立ち、この間、紛争処理機能の活用により貿易紛争の解決が進んだこと、中国やロシア等の大国を含む新規加盟が進んだこと等により、WTO

を中心とする国際貿易体制の強化は進んでいる。しかしながら、貿易自由化や新たなルールの策定の進捗には限界がある。WTO設立後初めての包括的な交渉であるドーハ・ラウンドは、2001年11月に立ち上げられて以来、決裂と交渉再開を繰り返し、貿易円滑化等において部分的な合意を見たに過ぎない。WTO交渉における意思決定は全会一致が基本となるが、ウルグアイ・ラウンド交渉当時123カ国であった交渉参加国・地域の数が増え、新興国を含む多様な経済・社会情勢の国々が交渉を通じて利害調整を行う際の困難は大きく、妥結の見通しが不明のまま今日に至っている。

(2) WTOと地域経済協定(FTA/EPA、関税同盟)の関係

GATT/WTOの規律の中心となる原則は無差別原則で

ある。無差別原則は、加盟国が他の加盟国と第三の加盟国を差別しない(すなわち等しく最もよい待遇を与える)「最恵国待遇」と、加盟国の領域内で自国産品や内国民と他の加盟国の産品や他国民を差別しない(すなわち他の加盟国民にも内国民と同じ待遇を与える)「内国民待遇」の2つの原則から成る。しかし、GATTの時代から特定の加盟国の間に限って貿易の自由化を進める地域貿易協定は、内国民待遇の原則の例外として認められてきた。その際の条件として、地域貿易協定の中の実質的にすべての貿易を自由化すること(すなわち、選択的に一部の分野の関税等を残存させないこと)、地域貿易協定の外の国に対する障壁を高めないこともGATTに規定されている(GATT第24条)。

「実質的にすべての貿易の自由化」という要件は、「実質

図表1 多数国間および二国間・地域の世界貿易ルールの動き

多数国間の動き		二国間・地域の動き	
1946年	GATT発効。最恵国待遇を原則とするが、その例外として地域貿易協定を認める。		
1947年	GATTジュネーブ交渉		
1949年	GATTアヌシー交渉		
		1960～70年代	FTAや関税同盟は欧州において発展(EU、EFTA等)
1973～79年	東京ラウンド交渉		
1986～94年	ウルグアイ・ラウンド交渉	1992年	ASEAN自由貿易協定発効
		1994年	北米自由貿易協定発効
1995年	WTO協定発効	1995年	EU拡大の始まり
1997年	基本電気通信サービス、金融サービスなど分野別交渉	1990年代半～	FTAが世界で急速に拡大。地理的に遠い国同士、経済発展段階が異なる国同士のFTAの締結多数。
		2000年	東アジアは「FTA真空地帯」(世界でFTAを持たないのは日、韓、中、台湾、香港の5カ国・地域のみ)
2001年	ドーハ・ラウンド開始	2001年	米ヨルダンFTA等発効
		2003年	日シンガポールEPA発効
		2004年	韓チリFTA、米シンガポールFTA等発効
2005年	ドーハ・ラウンド交渉期限延期	2005年	日メキシコEPA発効
		2010年	ASEANが「ASEAN+1」構築
		2012年	米韓FTA発効
2013年	第9回WTO閣僚会議貿易円滑化など合意		
2015年	第10回WTO閣僚会議で交渉継続を合意	2015年	TPP大筋合意。「メガFTA時代」へ
		2016年	日EU・EPA、米欧FTA交渉中

出所：各種資料より筆者作成

的]という一定の留保の余地がありながらも、農業分野も含めたすべての貿易の自由化を迫るものであり、日本にとって国内的な調整の必要をともなう根拠となってきた。日本にとって最初のEPA相手国が農産品輸出がほとんどないシンガポールであったのもこのためである。

GATT発効以来WTOに^{たまたま}襷を渡すまで、多数国間の貿易ルールは順調に発展してきたが、近年、地域貿易協定の影響が急速に高まっている(「図表1 多数国間および二国間・地域の世界貿易ルールの動き」参照)。

(3) WTOを先取りするFTA/EPA

多くのFTA/EPAは、WTOにすでに規定が存在する関税削減・撤廃、サービス貿易の障壁緩和・撤廃、原産地規則やセーフガード等の貿易ルール、知的財産のルール、紛争解決等を含む。FTA/EPAの方がWTOに比して低い関税率やより開放されたサービス貿易市場、より緻密で厳格な貿易ルールや新たな規律分野を有する内容となっており、このようなWTOより発展した部分を「WTOプラス」という。WTOプラスが大きいFTAほどレベルが高いものと評価され、TPPについては最もレベルが高いFTAのひとつであるといえる(「図表2 WTO、一般のFTA/EPAおよびTPP協定」参照)。

新たな規律分野として、投資、競争政策、政府調達、電子商取引、環境、労働等のルールを持つFTA/EPAも多い。WTOのドーハ・ラウンドにおいて新たな規律策定の対象となったものの、まだ合意に至っていないのが、投

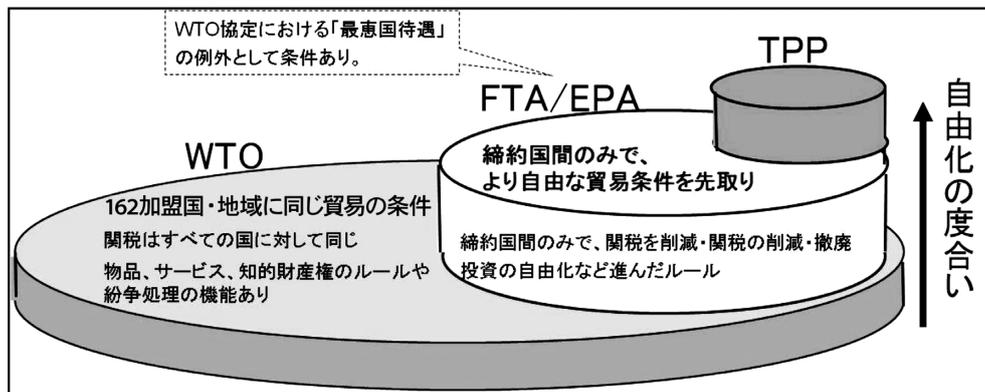
資、競争、貿易円滑化、政府調達の透明性、電子商取引、環境等であり、大所帯のWTOで合意を得るのに時間がかかっている間に、FTA/EPAがその内容を先取りしているかたちである。

WTO加盟国は自国が地域貿易協定に参加する際にはWTOに通報する義務を負うが、これまでWTOには400以上の地域貿易協定が通報され、現在も280程度の地域貿易協定が発効中である¹⁾。

(4) 国際投資の規律

国境を越える直接投資に関するルールは、GATT/WTOの枠外で進展してきた。戦後まもなく1950年代から、自国の投資家や投資財産を、収用や国有化等から保護するために二国間投資協定(BIT)を締結する国が出始めた。ただし、1969年には世界で72件、1979年には165件と、締結国は限られていた。その後、1980年代以降、世界の海外直接投資は拡大し、投資後の財産の保護や新たな投資の自由化の重要性が高まり、1989年には385件であったBITは、1999年には1,857件へと飛躍的な増加を遂げた。二国間および複数国間の国際投資協定(IIA)は、2014年末には2,926件となったが、投資に関する規律がFTA/EPAの中のひとつの「章」として組み込まれている場合も多く、それを加えると2014年末で3,271件のIIAが存在し、世界を網の目のように覆っている。日本も書名や合意が済み、発効待ちの協定を含み、40以上のIIAを有している。

図表2 WTO、一般のFTA/EPAおよびTPP協定



出所：各種資料より筆者作成

他方、WTOにおいては未だ包括的な投資に関する規律はなく、貿易関連投資措置協定 (TRIMs 協定) において、投資受入国が自国産業保護の観点から外国からの投資を受け入れる条件として、国産品の購入や使用を要求すること (ローカルコンテンツ要求) を禁止する等、限定的な規定を設けているに過ぎない。ドーハ・ラウンドにおいて投資分野は、競争や政府調達との透明性と並び、準備交渉を開始する対象とされたものの、2003年には交渉開始が先送りされ、WTOでの規律策定は期待できない状況となった。

3 | 国際貿易・投資ルールにおけるデジタル経済

国際貿易・投資ルールは、ここ10年ほどのデジタル経済の急速な進展を前提とせずに構築されてきたため、当然ながらデジタル経済に対応しきれていない。

(1) WTOにおけるデジタル経済関連の動き

WTOの枠組みにおけるデジタル経済に関連する進捗が皆無なわけではない。まず、1995年、WTO協定の一部としてサービス貿易に関する一般協定 (GATS) が発効し、インターネットを介したサービス提供が自由化の対象として包含された。同じGATSの枠組みで、デジタル経済を支える通信インフラに関わる基本電気通信サービスに関する合意が成立している。また、IT関連の製品 (ハード) に関する貿易自由化については、29加盟国・地域が合意した情報技術関連産品 (コンピュータ、計算機、電話、ファクシミリ、記憶媒体ディスク、ディスプレイ等144品目 (HS6桁ベース)) の関税撤廃に関し、1996年の第1回WTO閣僚会議 (於シンガポール) で宣言され、その後、中国、インド、ロシア等が加わり82加盟国・地域が参加している。さらに2015年12月の第10回WTO閣僚会議 (於ケニア) で、対象品目を拡大する交渉が妥結し、201品目について53カ国・地域が関税を撤廃することとなった。

電子商取引に関しては、WTOにおいて、米国の提案を受け、1998年の第2回閣僚会議において「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が採択され、電子的送信

物に関税を賦課しないという原則 (モラトリアム原則) および電子商取引に関する貿易問題を包括的に検討するための作業計画を策定することが合意された。WTOでの検討は、WTO協定のなかにすでに存在していたサービス、物品、知的財産、開発それぞれの観点からなされ、既存枠組みを超えた横断的な視点の重要性は認識されながらも、WTO全体としての議論の収束はみられてないのが現状である²。

(2) FTA/EPAにおけるデジタル経済に関連する動き

WTOで決着を見ていない電子商取引に関し、日本のEPAを含む複数のFTA/EPAが先取りして規定を設け、電子的サービス提供は、電子的手段であっても他の手段であっても等しくサービス貿易規律の適用を受けなければならないとの技術中立性、デジタル・プロダクトの無差別待遇、関税モラトリアム、コンピュータ関連設備の所在地に関する要求の禁止等について規定している。

そのなかでも進んだ内容を持つTPPの電子商取引章は、デジタル・プロダクトの無差別待遇や国境を超える情報移転の自由の確保するとともに、サーバ等のコンピュータ関連設備の現地化要求の禁止等、電子商取引を阻害するような過剰な規制が導入されないよう各種規律を規定している。また、電子商取引利用者の個人情報の保護、オンライン消費者の保護に関する規律を定める等、消費者が電子商取引を安心して利用できる環境の整備についても規定している。デジタル・プロダクトについては、「デジタル式に符号化され、商業的又は流通のために生産され、及び電子的に送信されるコンピュータ・プログラム等」と説明されている³。TPPの電子商取引章ではまた、これまで日本のEPA等には規定が見られなかった「国内の電子的な取引の枠組み」についても規定があり (TPP協定第14.5条)、UNCTRAL電子商取引モデル法 (1996年) と「国際契約における電子的な通信の利用に関する国連条約 (e-CC) (2005年) に整合する国内法の維持を締約国に義務付けている (TPP協定第14.5条第1項)。また、努力規定ながらも、(a) 電子的な取引に対する不必要な規制の負担を回避すること、(b) 電子的な

取引のための自国の法的枠組みの策定において利害関係者による寄与を容易にすることを各締約国に求めており(同第2項)、関連する国内法の整備について他国の利害関係者の意見提出を認めていくという一定の方向性を示すものとなっている。さらに、「情報の電子的手段による国境を越える移転」については、各国は自国の規制上の要件を課し得ることは認めながらも(TPP協定第14.11条第1項)、事業の実施のために行われる場合には、情報(個人情報を含む)の電子的手段による国境を越える移転を許可すること(同第2項)、各国が政策上、正当な目的を達成するためには情報の移転を制限してよいが、貿易に対する偽装した制限とならないよう、また、目的達成のために必要である以上の制限を課さないよう義務付けている(同第3項)。この規定により、デジタル・プラットフォーム等の国際的な事業者が、国境を越えた情報の移転を図る際、不必要な制限を受けないこととなる。

以上の通り、貿易投資枠組みにおいては、先進的なFTAにおいてデジタル経済に関わる必要な規律の一部のみがカバーされ、プライバシーや安全性(サイバーセキュリティ)といった問題は、国内規制に委ねられている状況である。こうした国内規制について、日本を含む各国がそれぞれ整備に向けて検討を行っている⁴。

4 | E15イニシアティブにおけるデジタル経済に関する貿易投資ルールへの提言

(1) E15イニシアティブとは

E15イニシアティブとは2011年に「貿易と持続的発展のための国際センター(ICTSD)」と、ダボス会議の主催で知られる「世界経済フォーラム(WEF)」の共催により設立された有識者会議であり、グローバルな貿易投資秩序の強化に向け、政府や産業界、市民社会に資する戦略的な分析や提言活動を行うべく、世界的な専門家や研究機関の英知を結集させることを目的としている⁵。今日、数多くのFTA・EPAやIIAが出現し、TPP等のメガFTAが新たな国際経済秩序の先鞭を切るなか、ここ10年のドーハ・ラウンドの停滞は、多数国間の貿易秩序を提供してきたWTOが新たな問題に対応する能力が減退

していることを示しているという危機感の高まりがE15イニシアティブ設立の背景にある。

E15イニシアティブでは、独立した立場で参加する375名の有識者が全18の作業部会において検討を行い、提言活動を行っている(「図表3 E15イニシアティブの作業部会のテーマ」参照)。検討対象となるのは、これまでの貿易投資体制下では設定されていなかった複数分野に関わるテーマや、WTOやFTA/EPAにおいて規律や交渉の場があるものの、実態の変化を受けて異なる視座での議論の必要性が高まっているテーマ、さらには貿易投資体制そのものに関わるテーマ等である。

E15イニシアティブは2016年1月のダボス会議においてテーマごとに多くの提言を公表し、つづく2016年から17年にかけては、提言に基づき政策決定者やその他の関係者との対話を深めていくこととしている。

(2) デジタル・エコミーに関する提言

E15イニシアティブのデジタル経済作業部会は、コロンビア大学国際公共学部長のメリット・ジャノー教授のリーダーシップの下、ICTSDコミュニケーション・戦略担当専務理事のアンドリュー・クロスビー氏が議長を、ブルッキングス研究所シニア・フェローのジョシュア・ポール・メルツァー氏が共同議長を務め、約20名の欧米アジアの専門家が参加のうえ、提言書「国際貿易におけるインターネットの機会最大化⁶」をとりまとめた。

同提言では、まず、デジタル取引(digital trade)とは何かを確認し、続いて、デジタル取引とデータフローのインターネットの拡大について現状を分析し、そのうえで、デジタル経済において貿易を最大化するための政策の選択肢を示している。

提言が示す主な点は以下の通りである。

「国際貿易におけるインターネットの機会最大化(2016年1月公表)」(抄訳)

1. デジタル取引とは何か

ここ10年のデジタル経済の進展により、越境取引や投資において新たな機会が創造され、大小さまざまな

図表3 E15イニシアティブの作業部会のテーマ

作業部会のテーマ	主な議論の内容
農業・食料安全保障	持続可能で効率的なグローバル市場の構築に向けて必要な要素や、食料安全保障の促進を可能とする国際貿易ルールの選択肢を提言。
クリーン・エネルギー技術*	クリーン・エネルギー技術の利用促進の阻害要因や機会について検討し、貿易制度の改善点も踏まえ、気候変動に対応するための技術活用のための政策オプションを検討。
気候変動*	気候変動と貿易の関係に関する検討、気候変動に資する貿易制度にするための改善点の特定。
競争政策*	企業のグローバル化や貿易拡大を受けた競争政策と貿易政策の関係の検討、貿易と競争のよりよい相互作用を促進するルールのオプションを検討。
デジタル経済*	デジタル経済の拡大による変化、データの越境移動やデジタル貿易を促進するための短期および長期の調整のあり方の検討。
採取産業	鉱業・エネルギーの貿易の大きさを受け、天然資源への公正なアクセスを確保しながら採取産業を成長させるための貿易投資枠組みの検討。
金融と開発	持続的開発のための貿易と金融の役割、キャパシティ・ビルディングの効果的な方法の評価、低所得国やLDCのための特惠貿易制度の検討。
漁業・海洋*	不法漁業への対応、持続可能な公的または民間の規格、持続可能な漁業のための支援の検討。
WTOの機能	最近20年のWTOの機能や、今日的なグローバル貿易制度の課題や機会の評価。効果的な多数国間交渉の方法の検討。
グローバル貿易投資の基本設計	グローバルな貿易投資制度に関する問題提起と対話の実施を通じた政府のニーズや意思決定のあり方等に関する情報集約。
グローバル・バリューチェーン(GVC)	GVCが貿易構造に与える影響、望まれる政策のあり方、異なる経済発展段階の国々のGVCへの参加と利益の最大化の方策等の検討。
産業政策*	製造業の再活性化のための新たな産業政策と貿易制度に関する検討。製品の多角化のための貿易投資制度の検討、産業政策受け入れのために必要となるFTAの規律等の検討。
イノベーション	貿易とイノベーションの関係、イノベーションに対する経済のグローバル化の影響、知識経済やデジタル環境化で必要となるイノベーション支援策の検討。
投資政策*	21世紀型直接投資や多国籍企業の活動、投資法・投資政策レジームの構造の分析を実施。今後、マルチ・ステークホルダーとの対話を行う。
地域貿易協定*	地域貿易協定の増加と統合による課題と機会の把握、地域貿易協定の広がりや深化の影響の分析、多角的貿易体制への地域貿易協定の取り込みの方法の検討。
国際規制調和*	国際規制調和の協力の利益、二国間・複数国間の統合に対するWTOの役割の検討。
サービス	グローバル経済におけるより包括的なサービス秩序のあり方の検討。
補助金*	既存ルールの評価、問題点の特定、改善の方法等の検討。

注：*印は日本人メンバーを含む作業部会
出所：E15イニシアティブ ウェブサイト

新たなビジネスモデルが出現した。インターネット、データ、移動性、デジタル化等が進んだことは、製造業やサービスの提供、生産および使用にも大きな影響をもたらした。

グローバル・バリューチェーンにより越境取引が変容し、膨大なデータが公的・私的なネットワークを通じて国境を越えることとなった。国境を越えるデータの移動はグローバル・バリューチェーンにとって不可欠であり、グローバル・バリューチェーンの副産物としてさらにデータが大量に国境を越えることになっ

ている。こうしたことから、データプライバシーやセキュリティ政策といった経済・規制政策と、貿易政策との交わりが注目される。インターネットはグローバルな公共財であると同時に、各国の主権の管轄領域でもある。各国のデータ利用に関わる政策は外部性を有するものである。貿易ルールが水際から内国規制へと焦点を移していることを背景に、デジタル貿易とデータや情報の規制は重要性を増している。

デジタル貿易は国境を越えたインターネットによる検索、購入、販売および物品やサービスの提供を含む

ものとし、さらに、デジタル取引を可能にするインターネットアクセスおよびデータの越境移動も対象とする。

2. デジタル貿易とデータフローの拡大

①インターネットの拡大と貿易への影響

デジタル取引の推進力のひとつはインターネットアクセスの拡大である。2015年末までに、320億人がオンラインにアクセスするようになり、うち20億人は途上国からのアクセスとなる。しかしながら、40億人はオンラインのアクセスは得られず、その90%は途上国の人々である。また、モバイルからのインターネットアクセスが急速に拡大していることも特徴である。

国際貿易、経済成長および雇用に対しても、インターネットは影響を与えている。インターネットへのアクセスと越境データ取引が国際貿易に影響を与える例として、facebookやAirbnb、Alibabaといったグローバル企業の出現により、国境を越えて顧客データが集められ、移送されるようになってきていること、こうしたビッグデータがイノベーションや生産性向上、経済競争力の源泉となっていること等が指摘される。さらに、新たに出現しているIoTは膨大なデータが集約される源泉となっている。この他、B2Bの拡大、事業者による国境を越えた消費者へのアクセス、中小企業にとっての機会の拡大、途上国の機会の拡大等が指摘される。

②インターネットが貿易に与える影響

インターネットの拡大は、サービス貿易の重要性を高めることとなる。たとえば、インターネットを介して専門職業サービスを国境を越えて提供できるようになる等、サービスの取引が広がる。また、ハードで取引されていたソフトウェアがオンラインで取引される等、製品とサービスの境界線が曖昧になる傾向もある。こうした場合、WTOにおいて物品貿易の規律を提供するGATTよりサービス貿易のルールであるGATSの方が自由化の度合いが低いことが問題となる可能性がある。

また、インターネットに進展により、デジタル化が

サービスにより製品の付加価値を高めている。たとえば、キャタピラーのトラックは、リアルタイムのロード情報の活用により燃費を最小化するという機能を兼ね備えるようになってきている。

インターネットは、消費者保護の多様化、金融の安定、健康や安全性といった国内規制分野にも影響を与えている。デジタル取引が重大な影響を与える規制分野としてプライバシー分野が挙げられる。各国のプライバシー規制の相違を管理する方法がないため、輸出国にとっては個人情報保護を強力な規制の対象とするインセンティブが働いている。欧州プライバシー指令における、「適切な」レベルの保護がなされない国への個人情報の送信の禁止はこの一例である。デジタル貿易に対して市場を開放することは、国内または域内のプライバシー保護法に対する影響に関連する。規制に対する外部からの影響に対応する方策を講じなければ、政府はより厳しい規制を設けるインセンティブを持つことになる。

デジタル取引と知的財産ルールのバランスも重要であるが、TPPにおいては、知的財産権の保護や行使は、技術革新の促進や技術移転や普及に資するよう、権利と義務との間の均衡(バランス)に資するべきとの規定が設けられており、前進であると評価できる。

③インターネットアクセスの増加、デジタル取引のための環境整備

デジタル取引拡大に向けての環境整備を検討する際、念頭に置くべき規制は3類型ある。第1は、事業者や消費者にとって信頼性を高める規制や組織を構築することであり、これには紛争処理機能、決済システム、消費者保護法、個人情報保護等も含まれる。第2は、オンラインで入手できる情報や国境を越えるデータの移動を制限する保護主義的な規制である。サーバ等のコンピュータ関連設備の現地化要求(データ・ローカライゼーション)や国内産業保護のためのインターネットコンテンツのアクセスの制限等は、抑制または禁止する必要がある。第3は、デジタル取引の阻害要因とな

る既存の国内規制であり、たとえば、医療分野における規制レベルの相違等が挙げられる。こうした分野においては国際的な協力が必要となる。

3. デジタル経済において貿易を最大化するための政策の選択肢

デジタル経済の貿易を最大化するため、4分野に関して18の政策オプションを掲げる。

① WTOルールの最大化とアップデート

政策オプション1：WTO貿易円滑化合意がデジタル貿易を支持するものとする。たとえば、透明性の向上のための関連法令に関する情報公開や税関プロセスの迅速化等によって、デジタル貿易を促進するものとする。

政策オプション2：電子商取引に対する関税不賦課のモラトリアムを恒久的な合意とする。

政策オプション3：WTOにおける電子商取引作業プログラムをより拡大し、デジタル貿易を対象とする。

政策オプション4：WTOの機関（たとえば貿易政策審査制度）または外部専門家が加盟国・地域のデジタル貿易に関連する措置やWTOにおける約束との整合性を毎年審査する。

政策オプション5：WTOのITA拡大交渉を妥結する。

政策オプション6：WTO通信サービスの参照文書をアップデートし、インターネットにおける競争促進的規律とする。

政策オプション7：デジタル貿易に関してGATSの約束が適用されることを加盟国・地域に確認させる。

② デジタル貿易合意 (Digital Trade Agreement) の交渉

政策オプション8：米欧FTA (TTIP) や新サービス貿易協定 (TiSA) において、デジタル貿易ルールについて交渉する。また、WTOにおいて複数国間デジタル貿易合意を策定する。

政策オプション9：サービスの市場アクセス約束の対象に越境データ移動を含める。

政策オプション10：越境データ移動をGATS第14条

に基づく例外の対象として認めたいうえで、安全保障例外に限定して運用する。

政策オプション11：データ・ローカライゼーションを要求しない約束をする。

政策オプション12：知的財産ルールと紹介責任者保護についてバランスのとれたルールを採用する。

③ デジタル貿易分野での規制協力の拡大と深化

政策オプション13：デジタル貿易によって影響を受ける分野の規制協力を発展させる。

政策オプション14：デジタル決済サービスの規制を発展させる。

政策オプション15：デジタル貿易の紛争処理機能を発展させる。

④ 政府、産業界およびNGOのデジタル取引支援に向けた協調

政策オプション16：デジタル取引のデータ収集と使用を発展させる。

政策オプション17：デジタル取引に関する政府と民間の協力を発展させる。

政策オプション18：途上国におけるデジタルインフラ整備のための資金援助を拡大する。

4. 結語

現在の国際貿易投資ルールや規範は、デジタル貿易の拡大や、プライバシー保護といった、相反する複数の目的の間で舵取りを行ってはいないもの、開かれた場であるインターネットや国境を越えるデータの移動について適切な支援を提供できていないわけではない。この提言書においては、政府、産業界、NGO等が、新たな規制協力や経験共有に取り組むための広範な選択肢を提示した。その目的は、インターネットとグローバルなデータ移動による機会が完全に実現されるための包括的な国際貿易ルール、規範およびフレームワークの策定である。

E15の主催者であるICTSDと欧州のデジタル産業団体であるデジタル・ヨーロッパは、以上の提言に基づき、

2016年6月にはブラッセルにおいて政策対話を実施しており、活動はより広い関係に対する周知や働きかけの段階に入っている。

5 | おわりに

本稿では、世界経済ルールについて貿易投資を中心に経緯を追い、デジタル経済という今日的な問題への対応が迫られている現状を確認した。さらに視座を高めると、地球環境、貧困撲滅、公衆衛生といった多様な地球規模

の課題が出現し、貿易投資を超えたグローバル・ガバナンスの改善や急務となっている。

戦後、今日まで発展してきた貿易・投資ルールは国際経済関係の重要なインフラであり、今後も維持と発展に貢献することが必要ではあるが、その秩序が転換期を迎える今日、日本が強みを持つ分野を中心に、新たなルールや秩序を描き出すグローバルなデザイン力の発揮が期待される。

【注】

¹ <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>, WTO “List of all RTAs in force” (2016年6月20日最終閲覧)。

² 経済産業省通商政策局編「不公正貿易報告書 2016年版」p.872。

³ 内閣官房TPP政府対策本部「環太平洋パートナーシップ協定 (TPP協定) の全章概要」2016年11月5日。

⁴ 日本においては、たとえば産業構造審議会新産業構造部会の中間報告において、第4次産業革命における知的財産政策の在り方、第四次産業革命に対応した競争ルールのあり方の整理、第4次産業革命に対応した規制改革のあり方等が、未来に向けた経済社会システム再設計における対応方針に含まれている。産業構造審議会新産業構造部会「新産業構造ビジョン 中間整理」2016年4月27日。

⁵ About E15, The E15 Initiative, <http://e15initiative.org/about-e15/>

⁶ Joshua P. Meltzer on behalf of the E15 Expert Group on the Digital Economy, Maximizing the Opportunities of the Internet for International Trade, January 2016
<http://e15initiative.org/publications/maximizing-opportunities-internet-international-trade/>